

## 福島事故関連費と原発コストを「電気の託送料金」に転嫁しないでください

私たちは、昨年11月中旬から「福島事故関連費と原発コストを『電気の託送料金』に転嫁しないでください」の署名活動を始め、年末を挟み2ヶ月余の短期間でしたが、2017年2月8日現在\_\_\_\_\_筆を第一次集約しました。本日、この署名を提出するに際し、昨年11月段階から経済産業省関連委員会での審議内容がかなり具体化され変更されたこともあり、署名の2大要求項目に即して細項目を加えた上で、改めて下記のように申し入れます。また、関連して質問項目も列挙いたしますので、真摯にご回答下さるよう強く要請致します。

### 1. 原発の廃炉積立不足金など原発コストおよび福島事故に関する損害賠償費(一般負担金)と事故処理・廃炉費など8.3兆円(1月末現在、8.6兆円)を「電気の託送料金」に転嫁する法令改定を行わないでください。

- (1)福島事故損害賠償費一般負担金「過去分」2.4兆円を託送料金へ転嫁しないで下さい。これは原子力事業者が原子力損害賠償・廃炉等支援機構へ納付すべきものであり、原子力事業者ではない新電力に納付を義務づけるのは同機構法違反であり、新電力に0.24兆円の納付を義務づける方針は撤回して下さい。
- (2)福島事故処理・廃炉費不足金6兆円を「託送料金の超過利潤積立・基金化」で賄う方針は撤回して下さい。託送料金の超過利潤は本来、託送料金の引き下げによって電力消費者に還元されるべきです。電力消費者に福島原発廃炉費の負担を事実上転嫁するような「電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令」等の改定および「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」等の改定を行わないで下さい。
- (3)廃炉原発6基の廃炉費積立不足金と未償却資産の計0.2兆円を託送料金へ転嫁しないで下さい。現時点で曖昧にされている福島第一原発5・6号の同費用についても託送料金に転嫁するのはやめて下さい。

### 2. 20兆円を超す福島事故関連費は東京電力と電力会社の責任で負担させてください。それが不可能なら、破産処理など東京電力等に事故の責任をとらせ、国の責任で累進課税に基づき対処してください。

- (1)福島事故関連費は21.5兆円に達し、さらに膨れあがることは必至であり、東京電力の負担や電力会社の相互扶助制度で賄える限度を超えています。この際、東京電力を破産処理し、株主や金融機関のもつ負債(社債2.9兆円、長期借入金1.9兆円、流動負債2.8兆円)を債権放棄させ、純資産2.2兆円と合わせた9.8兆円を福島事故対策に投じて下さい。不足分は、原発による最大の利益享受者である原子力メーカー・電力会社など原子力事業者、鉄鋼・金属産業の大企業メーカーや富裕層により多くの負担を求める法人税や累進課税で賄い、託送料金で低所得層にも一律に福島事故関連費を負担させるのはやめて下さい。
- (2)「東電救済になる事故対策は採用できない」という制約を東電破産処理で除去し、原発推進政策で福島事故を導いた歴代政権の責任を認め、脱原発政策に転換した上で、国が前面に立って福島事故対策に当たって下さい。

呼びかけ団体：若狭連帯行動ネットワーク(事務局)、双葉地方原発反対同盟、原発の危険性を考える宝塚の会、日本消費者連盟関西グループ、関西よつ葉連絡会、安全な食べものネットワーク オルター、サヨナラ原発福井ネットワーク、福井から原発を止める裁判の会、吹夢キャンプ実行委員会、福島の子供たちを守ろう関西、さよなら原発神戸アクション、さよならウラン連絡会、おかとん原発いらん宣言2011、原発ゼロ上牧行動、STOP原子力★関電包囲行動、とめよう原発!!関西ネットワーク、さよなら原発なら県ネット、地球救出アクション97、ヒバク反対キャンペーン、さよなら原発箕面市民の会、チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西、環境フォーラム市民の会(豊中)、科学技術問題研究会、さかいユニオン、大阪自主労働組合、社民党福島県連合、フクシマ原発労働者相談センター、日本消費者連盟、原子力資料情報室

事務局連絡先：〒591-8005 堺市北区新堀町2丁126-6-105 若狭ネット資料室 長沢啓行  
TEL/FAX 072-269-4561 e-mail ngs@oobe.ocn.ne.jp

## <署名申し入れ事項に関連した質問項目>

### 1. 損害賠償費一般負担金「過去分」について

(1)損害賠償費一般負担金は「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」第38条に規定された「原子力事業者」が納付義務を負っており、原子力事業者でない新電力にこの義務を課すのは同機構法違反だと私たちは考えますが、いかがですか。損害賠償費が5.4兆円から7.9兆円へ増加した場合には、原子力事業者以外の新電力にまで納付義務を拡げるのではなく、原子力事業者に納付させる一般負担金の年度総額を引上げることで対応するのが同機構法の趣旨だと私たちは考えますが、いかがですか。

(2)同機構法には、原子力事業者は「機構に対し、負担金を納付しなければならない」と定められていますが、原子力事業者から電気を購入している電力消費者には負担金を納付する義務はありません。この負担金は原子力事業者が利益で納付してこそ相互扶助制度と言えるにもかかわらず、原子力事業者は総括原価方式の下でそれを電気料金のコストに算入して電力消費者から回収し、それをそのまま横すべりで機構へ納付しており、「保証された報酬を含めて得られた純利益」から一円たりとも出していません。これでは、同機構法の趣旨に反し、原子力事業者のモラルハザードを招くと私たちは考えますが、いかがですか。電力自由化の下で、一般負担金がコストとして回収されない可能性が出てきたからと言って、それを託送料金から回収するというのは筋が違うと私たちは考えますが、いかがですか。

経済産業省は、一般負担金の納付義務が電力消費者にあるかのような前提で、原子力事業者に課せられた一般負担金「過去分」の納付義務を電力消費者に転嫁しようとしています。これは同機構法違反だと私たちは考えますが、いかがですか。一般負担金「過去分」を納付する義務が電力消費者にあると主張するのであれば、その法的根拠を示して下さい。「過去分」以外の一般負担金は「託送料金以外の電気料金」から原子力事業者が賄うことになっており、一般負担金「過去分」も同様に「託送料金以外の電気料金」から原子力事業者が賄うべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

(3)一般負担金「過去分」を電力消費者に請求するのは、商品を売った後で「契約外の見積り不足分」の請求書を後出しで送ってくるようなものであり、商

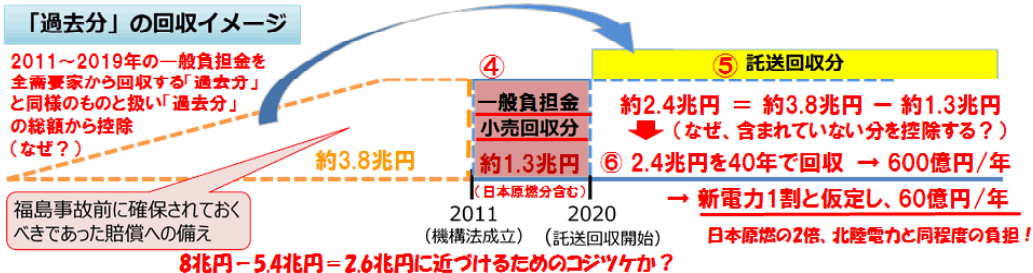
法違反の詐欺的行為だと私たちは考えますが、いかがですか。商法第502条三項には「電気又はガスの供給に関する行為」を「営業としてするとき、商行為とする。」と記載されており、「電気に関しては商取引が終わった後で、しかも、数十年も経った後で、付け忘れていたコストの請求書を出して回収できる」とは、「特例」としても、どこにも書かれていません。商法違反の商取引を経産省の政令で行えるというのであれば、その法的根拠を示して下さい。

(4)経済産業省は、一般負担金「過去分」を試算する際、1966～2010年度の「過去分の総額は約3.8兆円」と推計したうえで、2011～2019年度の一般負担金約1.3兆円を「過去分総額から控除」して約2.4兆円になるとしていますが、1.3兆円は3.8兆円に含まれておらず、「控除する」のは不可能です。このような成立たない算数を無理矢理持ち出したのは、損害賠償費が約8兆円になると見積られることから、5.4兆円からの増加分約2.6兆円に近づけるための方便であり、また、損害賠償費が5.4兆円から7.9兆円へ増えたと素直に認めると、この増加分は東京電力の特別負担金と原子力事業者の一般負担金となり、新電力に負担を求められなくなるためだと私たちは考えますが、いかがですか。

他方では、この一般負担金「過去分」2.4兆円は、新電力負担分の0.24兆円を算出するためだけに使われており、東京電力を除く「大手電力」の一般負担金は1.0兆円に留まっています。東京電力には1.2兆円を課していますが、今の一般負担金率によれば、東電の一般負担金は0.53兆円となり、残る0.67兆円は東電の特別負担金になります。つまり、原子力事業者の一般負担金は2.2兆円ではなく1.53兆円に軽減されています。結果として、新電力に0.07円/kWhの負担を求めながら、電力会社等には0.05円/kWh(=1.53兆円/40年/2015年度電力9社販売電力量7,894億kWh)の負担しか求めないことになります。新電力と電力会社の規制料金との差は電灯料金で0.5円/kWh程度にすぎず、0.07円/kWhを新電力に新たに負担させ、電力会社の負担分を0.05円/kWhに抑える効果は大きいと言えます。また、一般負担金「過去分」2.4兆円がいつの間にか、一般負担金1.77兆円と特別負担金0.67兆円に化けています。これは新電力と国民をだまして、より高い負担を新電力に求め、電力会社を優遇するトリックだと私たちは考えますが、いかがですか。このようなトリックを

# 損害賠償費一般負担金「過去分」を新電力に負担させるカラクリ

|                   | 設備容量 (熱出力)                    | 一般負担金/過去分金額                           | KW当たり単価                       |
|-------------------|-------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------|
| 2015年度            | 約1.5億kW<br>(廃炉廃棄含む2015年全廃容容量) | ① 約1,600億円<br>※日本原燃負担分(約30億円)除く。(なぜ?) | ② 約1070円/kW<br>(1600億÷1.5億kW) |
| 1966年度<br>~2010年度 | 約35億kW                        | ③ 約3.8兆円<br>(約1070円/kW×約35億kW)        | 約1070円/kW                     |



(電力システム改革貫徹のための政策小委員会 中間とりまとめ(2016.12)の(参考図12)過去分の規模より作成)

## 一般負担金「過去分」2.4兆円が一般負担金1.8兆円と特別負担金0.67兆円に化けた?

|      | 廃炉・汚染水 (※1)                           | 賠償 (※3)                                      | 除染   | 中間貯蔵   | 合計                                 |
|------|---------------------------------------|--|--|--|------------------------------------|
| 金額   | 2.0兆円<br>↓ (+6.0兆円)<br>8.0兆円          | 5.4兆円<br>↓ (+2.5兆円)<br>7.9兆円                 | 2.5兆円<br>↓ (+1.5兆円)<br>4.0兆円                 | 1.1兆円<br>↓ (+0.5兆円)<br>1.6兆円                 | 11.0兆円<br>↓ (+10.5兆円)<br>21.5兆円    |
|      |                                       | 交付国債枠: 9兆円 → 13.5兆円                          |  |  |                                    |
| 東電   | 2兆円<br>↓ (+6兆円)<br>8兆円<br>(管理型積立金を想定) | 2.7兆円<br>↓ (+1.2兆円)<br>3.9兆円<br>一般負担金は0.53兆円 | 2.5兆円<br>↓ (+1.5兆円)<br>4.0兆円<br>(株式売却益を想定※5) | —  | 7.2兆円<br>↓ (+8.7兆円)<br>15.9兆円 (※6) |
| 大手電力 | —                                     | 2.7兆円<br>↓ (+1.0兆円)<br>3.7兆円                 | —  | —  | 2.7兆円<br>↓ (+1.0兆円)<br>3.7兆円       |
| 新電力  | —                                     | 0.24兆円 (※4)                                  | —  | —  | 0.24兆円                             |
| 国    | (研究開発支援) (※2)                         | —  | (株式売却益)                                      | 1.1兆円<br>↓ (+0.5兆円)<br>1.6兆円<br>(エネルギー予算を想定) | 1.1兆円<br>↓ (+0.5兆円)<br>1.6兆円       |

東電の+1.2兆円は、一般負担金0.53兆円、特別負担金0.67兆円に相当し、2.4兆円のうち一般負担金は1.8兆円にすぎない!

電力会社が新電力より優遇されている!

- (※1) 第6回東京電力改革・1F問題委員会において公表された「有識者ヒアリング結果報告」を引用したもので、経済産業省として評価したものではないことに留意。
- (※2) 別途、廃炉の研究開発に、平成28年度補正予算までの累計で0.2兆円がある。
- (※3) 原賠機構法による負担金は、各事業者が事故への備えとして納付しているものであるが、現状では、1F事故賠償に係る資金に充てられている。これを前提とした上で、上記の金額は、上段については2013年度、下段については2015年度と同条件で負担金が設定されると仮定した試算値であり、毎年度の負担金は原賠機構において原賠機構法に基づき決定される。
- (※4) 託送で回収する総額は、原賠機構法施行の前年度(2010年度)までのものについて算定し、回収が始まる2020年以前の2019年度末時点までに納付することが見込まれる一般負担金を控除した約2.4兆円。その上で新電力のシェア10%と想定して試算した額。40年回収とすれば、年額60億円。(託送料金0.07円/kWh相当=一般標準家庭で18円/月) → 上表では、東電含む電力会社は (第6回東京電力改革・1F問題委員会、参考資料2016.12.9)
- (※5) 不足が生じた場合には、負担金の円滑な返済の在り方について検討する。0.05円/kWhに留まり、優遇される!
- (※6) 別途、東電の自己資金で除染を実施する0.2兆円分(原賠補償法に基づく補償金相当)がある。

弄してまで「新電力に一般負担金を納付させる」のは断念すべきであり、損害賠償費7.9兆円を東京電力の特別負担金と原子力事業者の一般負担金として納付させ、電力自由化の下でも「託送料金以外の電気料金」として原子力事業者の利益で賄うようにさせるべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

(5)一般負担金「過去分」算定時に、2015年度の一般負担金1.630億円から「日本原燃負担分(約30億

円)除く」として1,600億円で計算していますが、日本原燃負担分は日本原燃への出資比率に合わせて電力会社が代理負担しており、これを除く理由がありません。一般負担金は日本原燃を含むすべての原子力事業者が負担すべきものであり、ここでも、実質的に電力会社を優遇していると私たちは考えますが、いかがですか。

(6)経産省が2005年度に再処理費準備金制度を創

設した際、それ以前の「過去分」を「使用済燃料再処理等既発電費相当額」として15年間、託送料金で回収することにしましたが、河野太郎衆議院議員によれば「(過去分をPPSの顧客に負担させるのは)今回の小委員会ですら最後」にするとして、議論が終了したとされています。今回の一般負担金「過去分」の託送料金への転嫁は、「使用済燃料再処理等既発電費相当額」で最後だったはずの「原発コストの託送料金への転嫁」を何の反省もなく復活させるものです。このような欺瞞的方策をくり返すのはやめるべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

さらに、近い将来、「過去分」の文字を消し去って、今の1,630億円を含めた一般負担金の全額が託送料金に転嫁されていくのではないかと危惧されます。もしそうなれば、電力会社の負担は変わらないものの、確実な回収が保証され、0.2円/kWhの新たな負担が新電力に課されることになり、電灯料金の差が0.5円/kWhから0.3円/kWhへ大幅に縮まり、電力自由化が阻害されることとなります。そうならない保証はないと私たちは考えますが、いかがですか。

## 2. 福島原発廃炉費について

(1)経産省は福島原発廃炉費不足分6兆円を託送料金に潜り込ませようとしています。それは「東京電力の破産を回避するため、その負担を電力消費者に転嫁し、託送料金による負担を強要する」ものだと私たちは考えますが、いかがですか。福島原発廃炉費は東京電力が弁済すべきものであり、電力消費者にはその負担義務はないと私たちは考えますが、いかがですか。

電気料金が市場で決まるのが電力自由化であり、託送料金が規制料金として残るとしても送配電網に関するコスト以外の福島原発廃炉費積立基金を託送料金のコストに計上するのは電力自由化の趣旨に反すると私たちは考えますが、いかがですか。

仮に、経産省が企図しているように、託送料金の超過利潤を同基金として積立てるとしても、結果として「同基金を託送料金に転嫁することと変わらない」と私たちは考えますが、いかがですか。

「託送料金以外の電気料金」で福島原発廃炉費を賄えないのであれば、破産処理するのが通例だと私たちは考えますが、いかがですか。そうでなければ、「重大事故を起こしても、企業は破産せず、逆に、国が電力消費者や国民に負担を強いて支援してくれる」という史上最悪の前例を作ることになって

しまいます。これは極めて深刻な「原子力事業者のモラルハザード」を招きます。「原発重大事故を起こした企業は破産させられ、原子力事業者は連帯責任をとられる」という前例をこそ作るべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

(2)確かに、送配電事業は固定資産比率が高く、電力会社の報酬の半分以上を稼ぎ、コストの半分が資産の減価償却費なので、送配電網を新たに建設した分の減価償却費が増える以外は、何もしなくても減価償却費が下がり、コストが毎年数%ずつ安くなっていき、規制料金で保証された報酬に加えて、コスト減少分の利益が超過利潤として貯まり続ける構造になっています。そのため、累積超過利潤が増えすぎたり、コストが5%以上に下がりすぎたりすると、託送料金を引き下げる決まりになっているのです。電力自由化の下では、この託送料金引き下げをより頻繁にスムーズに行うべきであり、超過利潤を電力消費者に還元せず福島原発廃炉費に当てるのは筋違いだと私たちは考えますが、いかがですか。

(3)仮に、託送料金の超過利潤を福島原発廃炉費積立基金に流用する方法が導入されると、福島原発廃炉費が8兆円からさらに増大しても、電力消費者が全く気付かない間に、経産省令を少しいじることでコスト増分を託送料金へ簡単に転嫁できるようになってしまいます。経産省は「託送料金や電気料金が上がらないようにする」と強調していますが、6兆円を積立てるには30年間にわたって毎年2,000億円を積立てる必要があります、東電管内の電力需要3,000億kWh弱からみて0.7円/kWh程度の超過利潤が必要であり、これは託送料金(低圧・高圧・超高压の平均5.1円/kWh)の14%程度に相当します。これは託送料金引き下げ基準の5%をかなり超える水準であり、託送料金を高止まりにするだけではまず、送配電網に不可欠な更新・整備費を考慮すれば、託送料金の値上げが避けられないと私たちは考えますが、いかがですか。

経産省がやるべきことは、電力自由化の下で電気料金や託送料金をいかに下げるか、再生可能エネルギーをいかに普及させるかに知恵を絞ることであり、電気料金や託送料金が下がらない仕組みを導入してまで東京電力を救済するのは止めるべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

(4)福島原発廃炉費8兆円は技術的手段が不明なま

ま見積もったデブリ取出・輸送費に限られ、取出可能かどうか不明であり、廃炉費は際限なく膨れあがる可能性があります。廃炉費に加え、損害賠償費7.9兆円、除染費4兆円、放射能汚染土等中間貯蔵施設費1.6兆円などとの合計21.5兆円は元より、来年度予算から公共事業費で賄おうとしている帰還困難区域除染費等も含めて、事故を起こした責任者たる東京電力が全額支払うべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

それができないのであれば、東京電力を破産処理し、東京電力の歴代役員に私財を供出させ、社債株主、一般株主、金融機関に権放棄させ、事故の連帯責任をとらせるべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

2016年3月末現在、東京電力ホールディングスの純資産は2.2兆円ですが、社債2.9兆円、長期借入金1.9兆円、流動負債2.8兆円で計7.6兆円の負債があり、これらを債権放棄させれば9.8兆円もの資金を引き出せます。東電を破産処理してもなお不足する費用については、まず、原子力発電による最大の利益享受者である原子力メーカー、電力会社など原子力事業者、鉄鋼・金属産業の大企業メーカーに法人税で供出を求め、それでも不足する分については、電気料金や託送料金からではなく、富裕層により多くの負担を求める累進課税による国民負担とすべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

国民に負担を求めるに際しては、原発重大事故の危険を顧みず、福島第一原発の建設を許可し、その安全性にお墨付きを与え、巨額の原子力予算で東京電力をはじめ原子力事業者を支援し、原発推進策をとり続けた歴代政権の責任を明らかにし、原発推進政策を脱原発へ転換してから行うべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

### 3. 廃炉に関する会計制度について

(1)原発コストのうち、廃炉時点での廃炉費積立不足金や未償却資産については、特別損失として一括計上せずに廃炉後も10年間定額回収などで確実に回収できるようにする会計制度が2013年と2015年に制定され、電力完全自由化後には託送料金の仕組みを検討することになっていました。しかし、電力自由化の下では「規制料金が撤廃される」のが当然であり、電力が自由化されるから規制料金として残る託送料金にこれらのコストを転嫁するというのは根拠になりません。「原発は最も安い電源だ」としてきた

のですから、そのコスト回収は容易なはずであり、「他の電源の発電コストは回収可能なのに、なぜ原発のコストが回収できなくなるのか」その根拠を示すべきです。それを示さずに、原発だけ規制制度の残る託送料金でコストを回収するというのは筋が通らないと私たちは考えますが、いかがですか。

(2)経産省は「原発依存度の低減や廃炉の円滑な実施等のエネルギー政策の目的を達成するために講ずる例外的な措置」だとしていますが、託送料金へ転嫁しなければこれらのコストが回収できないとは断言していません。託送料金へ転嫁しなくてもこれらのコストを回収できるのであれば、「原発依存度の低減や廃炉の円滑な実施等のエネルギー政策」に何の影響もないはずです。早期廃炉を決断した場合には、未償却資産の特別損失一括計上を求めず、廃炉後の長期分割回収を認めればすむ話であり、それを託送料金に転嫁して確実に回収するようなことを保証する必要もないはずです。もし、「回収できない」のが現実であれば、「原発の発電単価は他の電源より高い」ということであり、原発を推進する一つの根拠が崩れることになります。この最も重要な点についてキチンと説明して下さい。

(3)託送料金に規制制度が残されているのは、経産省自身が「電力の小売り全面自由化の概要」(2015年11月)で述べている次の理由からです。送配電事業では、(1)需給バランス維持を義務づけ、(2)送配電網の建設・保守を義務付け、(3)誰でも電気の供給を受けられる最終保障サービスを義務付け、(4)離島でも他地域と遜色ない料金水準で電気を供給するユニバーサルサービスを義務付けることが必要であり、そのために現行と同様の地域独占と料金規制(総括原価方式等)を措置するというのです。したがって、規制制度を残す理由とは無関係な「原発のコストを確実に回収するため」という理由では、託送料金へコスト算入することはできないはずです。ましてや、原発の発電単価が最も安いのであれば、なおさら、託送料金へ繰り入れる理由がありません。なぜ、規制制度を残す理由にならないのに、原発コストを託送料金に計上できるのか、その理由をキチンと説明して下さい。

(4)経産省はこの制度を「原発依存度の低減」のための会計制度だと主張していますが、40年運転ルールで廃炉になった原発は6基にすぎず、関西電力は

美浜3号と高浜1・2号で約4,000億円の安全対策工事と2,000億円ものテロ対策工事を注ぎ込んで40年超運転の準備を進めています。なぜなら、再稼働できずに廃炉になってもこれらを未償却資産として回収できるからです。廃炉になった第1世代の小規模原発6基は投資効果に乏しいから廃炉になったのであり、廃炉時の未償却資産が回収できずに損失になるからではありません。現に、これら6基の廃炉費積立不足金は252億円、未償却資産は1,540億円、合計1,792億円、1基当り平均300億円弱にすぎません。これに対し、美浜3号の安全対策工事費は1,650億円であり、さらにテロ対策工事費に1,000億円近くがかかります。このような出費に投資効果がでなければ、電力会社は投資しないのであり、美浜3号等では投資をして失敗しても回収できる会計制度があるから40年超運転へ動いたのです。経産省の言う「事業者が合理的な意思決定ができず廃炉判断を躊躇する」という事態はむしろ起きておらず、逆に、「再稼働できなくても、廃炉会計で投資を回収できるから安全対策工事をやって40年超運転をめざす」という合理的意思決定を行ったのであり、「廃炉判断を躊躇せず拒否した」のです。廃炉会計制度によるコスト回収を託送料金で行う方針は、高浜1・2号や美浜3号で典型的に見られたように、巨額の工事費を要する40年超運転への動機付けを一層高めるものであり、撤回すべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

(5)廃炉費積立不足金について、「(参考図18)見直しのイメージ」には、「引当方法は、定額法を維持し、引当期間を40年に前倒した上で全額を事業者の負担で引当て。ただし、運転期間の延長が認められた場合には、適切な費用配分の観点から、その時点で引当期間を60年に延長することを認める。」とあります。これでは、早期廃炉にして廃炉会計制度の対象とする(解体引当金残額を10年間で分割回収する)よりも、新規制基準適合のための対策工事を行って運転期間を60年に延長させるほうが有利になります。高浜1・2号や美浜3号のように、40年を超えて運転を続けようとするものに対しては、早期廃炉にしないのですから、例外なく引当期間を40年に前倒すべきであり、「運転期間の延長が認められた場合には・・・引当期間を60年に延長することを認める」とのただし書きは撤回すべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

(6)廃炉会計制度に関するコストを託送料金に転嫁する代償として、原子力の電力を新電力にも提供しようとしていますが、これは筋違いです。むしろ、新電力へ契約変更した家庭(低圧電力消費者)の多くは原発のコスト負担も原発の受電も拒否したいのですから、新電力が原子力にアクセスできないようにすべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

たとえば、「留意事項」には「発電に係る費用については、本来、発電部門で負担すべきであり、託送料金の仕組みを利用して廃炉会計制度を継続することは、制度を適用した事業者と他の事業者との公平な競争環境を損なうこととなる。このため、競争上の公平性を確保する観点から、制度を適用できる事業者に対しては、例えば、原子力発電から得られる電気の一定量を小売電気事業者が広く調達できるようにするなど、一定の制度的措置を講ずるべきである。」(p.24)とし、「原子力事故に係る賠償への備えに関する負担の在り方」の「留意事項」でも「原子力に関する費用について、託送料金の仕組みを通じた回収を認めることは、結果として、原子力事業者に対し、他の事業者に比べて相対的な負担の減少をもたらすものである。このため、競争上の公平性を確保する観点から、原子力事業者に対しては、例えば、原子力発電から得られる電気の一定量を小売電気事業者が広く調達できるようにするなど、一定の制度的措置を講ずるべきである。」(p.20)としていますが、「競争上の公平性を確保する観点」からは「公平な競争環境を損なう」ことをやめるべきであり、これと「原子力へのアクセス確保」とは無関係です。国民の過半数が原発の再稼働に反対している現状からすれば、なおさら、原発再稼働を前提にして、原子力による電力を「ベースロード電源市場」等へ強制的に供出させ、新電力に「原子力へのアクセス確保」を図ること自体が国民を馬鹿にした発想だと私たちは考えますが、いかがですか。

家庭の電力消費者から見れば、新電力の魅力は「再生可能エネルギーなど原子力以外の電力を供給」している点にあるからです。福島原発事故関連費や原発コストの負担を新電力に義務づけるのをやめ、新電力の原子力へのアクセスを不可能にし、電力会社には原子力と石炭火力以外の電力の卸電力市場への供出を措置して公平な競争環境を整えるべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

以上